

# 指定居宅介護支援事業所（ケアマネジメント）契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」といいます。）と 指定居宅介護支援事業所 まごころ（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援サービスについて次のとおり契約します。

## （契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

## （契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## （契約終了）

第3条 次のいずれかの事由に該当する場合、契約は終了します。

- （1）利用者から契約終了・契約解除の意思表示がなされた場合
- （2）事業者から契約解除の意思表示がなされた場合

2 次のいずれかの事由に該当する場合、契約は自動的に終了します。

- （1）利用者の要介護認定区分が要支援又は自立と判定された場合
- （2）利用者が介護保険施設へ入所した場合
- （3）利用者が死亡した場合
- （4）事業者が解散命令を受けた場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

## （利用者の解約権）

第4条 利用者は、契約に定める居宅介護支援サービスが不要になった場合には、契約の有効期間中であっても契約を解除することができます。この場合は、契約の解約希望日の7日前までに、事業者に通知するものとします。

2 利用者は事業者が以下の事由に該当する場合、ただちに契約を解除することができます。

- （1）不法行為を行った場合
- （2）守秘義務に違反した場合
- （3）正当な理由がなくサービスの提供を拒否した場合
- （4）利用者及びその家族等の介護者の生命・財産・身体を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

## （事業所の解約権）

第5条 事業者は、利用者に解約日の14日前までに理由を記した文書を交付し、契約を解除することができます。

- （1）利用者又はその家族等の介護者が、事業者の介護支援専門員の生命・身体・精神・財産などを傷つけるなどその人権を侵害した事により、契約を継続し難い事情が認められる場合
- （2）その他やむを得ない事情により、管理者が必要と認めた場合

## （介護支援専門員）

第6条 事業所は、介護保険法に定める介護支援専門員を、利用者への居宅介護支援サービスの担当者として任命します。選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を通知します。

2 利用者は、介護支援専門員に関して業務上不適当と認められる事情その他交替する理由を文書にし、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

## （身分証明書の携行）

第7条 介護支援専門員は、常に身分証明書を携行し、提示を求められた時は身分証明書を提示します。

## （居宅サービス計画作成の支援）

第8条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、利用者の居宅サービス計画の作成を支援します。

- （1）利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に面接をして必要な情報を収集し、解決すべき課題

を把握します。

- (2) 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を公正中立に利用者及び家族等に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料金等について利用者及びその家族等に説明し、利用者又は家族等から同意を得ます。
- (5) 居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整、その他の便宜の提供をします。
- (6) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援をします。

(経過観察・再評価)

第9条 事業者は、居宅サービス計画作成後、以下の事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者及びその家族等と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整をします。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じた居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更申請の支援等、必要な対応をします。

(居宅サービス計画の変更)

第10条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者と事業者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第11条 事業者は居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、茨城県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係わる援助)

第12条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう支援します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、利用者に代わって要介護認定等の申請をします。

(サービス提供の記録)

第13条 事業者は指定居宅介護支援サービスの提供に関する記録を作成し、これをこの契約の終了後5年間保管します。

2 利用者等は、事業者の営業時間内にそのサービス事業所にて、利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できるとともに、その複写物の交付を受けることができます。

3 第4条、第5条の規定により、契約の解約が成立し、且つ利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(利用料)

第14条 居宅介護支援に関する利用料は要支援・要介護認定を受けられた方は、介護保険制度に基づき保険者から直接事業者へ全額給付されますので、自己負担はありません。

利用料は、下記のとおりです。

要介護1・2 10,760円/月      要介護3・4・5 13,980円/月

(守秘義務)

第15条 事業者及び介護支援専門員は、居宅支援サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は利用者又はその家族等から予め文書(個人情報に関する同意書)で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又はその家族等の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第16条 事業者は、居宅介護支援サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。

2 利用者は、利用者又はその家族等の責に帰すべき事由により介護支援専門員の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害賠償を請求される場合があります。

(協議事項)

第17条 契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえその解決に努めます。

(第三者機関の仲介)

第18条 利用者と事業者の協議によっても解決が困難な事態が生じた場合には、利用者と事業者は、第三者委員を仲介させ誠意をもってその解決に努めるものとします。

以上の契約を証するため、本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各1通を保有することとします。

令和 年 月 日

【利用者】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

【代理人】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

本人との関係 ( )

【事業者】 住 所 常陸太田市稲木町33番地

事業所名 指定居宅介護支援事業所「まごころ」 印

代表者氏名 社会福祉法人常陸太田市社会福祉協議会  
会 長 石 川 八 千 代

(茨城県知事指定第0871200010号)

電話番号 0294-80-7000